明巡　様式第２号

**巡回診療（健診）に係る診療所開設許可申請書**

**（昭和37年通知による無医地区における医療の確保等用）**

　　年　　月　　日

明石市長　様

開設者住所

（法人にあっては主たる事務所の所在地）

（法人にあっては、名称及び代表者の職氏名）

電 話 － － （担当：　　　）

次のとおり開設したいので、申請します。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| １ |  | | | | | |
| ２　兵庫県内の連絡場所 | 〒　　　－  TEL　　　　-　　　　-　　　　　FAX　　　　-　　　　- | | | | | |
| ３　実　施　計　画 | 別紙のとおり | | | | | |
| ４　開設の目的及び維持の方法並びに診療報酬の徴収方法 |  | | | | | |
| ５　従業者の定員（人） | 医　師 | 歯科医師 | 薬剤師 | 看護師等 | その他 | 計 |
|  |  |  | （　　　） |  | （　　　） |
| ６　定款、寄附行為又は条例 | 別紙のとおり | | | | | |

注１　看護師等の人員において、准看護師は（　　　）に別掲とすること。

２　本様式は、昭和37年6月20日付け医発第554号厚生省医政局長通知による、無医地区における医療の確保又は地域住民に対して特に必要とされる結核、成人病等の健康診断の実施等を目的として行う巡回診療であって、巡回診療によらなければ住民の医療の確保、健康診断の実施等が困難であると認められるものであり、通知第二の一若しくは三により診療所の開設を行おうとする場合、又は病院若しくは診療所の事業として行われる場合であっても、同じ都道府県内で巡回診療を行おうとする実施主体（市町保健センター等、ただし個人を除く。）が、未だ開設許可を得ていない場合に用いるものである。

〔提出数〕2部（申請書一式）

〔手数料〕18,000円（現金で納入）

７　敷地及び建物の状況（移動診療施設を利用する場合は、その構造設備の概要）

|  |
| --- |
| 敷地の面積及び平面図並びに敷地周囲の見取図 |
| 建物の構造概要及び平面図 |

注）必要に応じて、既存の図面等を添付すること。

（留意事項）

１　「１ 医療機関の名称」（例えば、○○市巡回診療診療所等）

２ 　｢２ 兵庫県内の連絡場所｣については、開設者が兵庫県内に所在していない場合のみ記載すること。

３　「３ 実施計画」については、おおむね３か月から６か月までの期間毎に巡回診療（健診）実施計画書（明巡　様式第４号）を提出すること。

４　「５ 従業者の定員」については、実人員を記載すること。

５　「６ 定款、寄附行為又は条例」については、いずれかを添付すること。

６　「７ 敷地及び建物の状況」（ 敷地の面積及び平面図並びに敷地周囲の見取図、建物の構造概要及び平面図 ）については、可能な限りのものを添付等すること。

７　「移動診療施設を利用する場合の構造設備の概要」については、敷地及び建物の状況にかえて移動診療施設（エックス線撮影装置搭載車等）を利用する場合は、その構造設備の概要を記載することとするが、医療法施行規則第30条の22（放射線障害が発生するおそれのある場所の測定）に基づく直近の測定結果等により構造設備の概要が把握できるものであれば代用しても差し支えないこと。

ただし、敷地及び建物の状況にかえて移動診療施設を利用する場合であって、その構造設備の概要等に変更が生じた場合は、変更許可の手続をとること。

８　実施計画に記した医師又は歯科医師である実施責任者をもって管理者とみなして差し支えないこと。なお、この場合に医療法第12条第2項の規定に基づく許可（診療所管理者兼任許可）は要しないものとして差し支えないこと。

９　医療法施行令第4条の2第1項及び第2項の規定に基づく届出（診療所開設後の届出）は行わなくて差し支えないこと。よって、管理者の住所及び氏名（免許証の原本確認及び写しの添付等）、診療に従事する医師又は歯科医師の氏名（免許証の原本確認及び写しの添付等）等、薬剤師の氏名の確認についても要しないものとして差し支えないこと。

１０　巡回診療（健診）を行う場所について、衛生上、防火上及び保安上安全であり、清潔を保持できる場所であること。

１１　当該許可については当該巡回診療（健診）を行うためにのみ許可されること。また、巡回診療（健診）実施計画書（変更・継続）（明巡　様式第５号）が引き続き提出されない場合であって、正当な休止の理由のない場合には、廃止されたものとして処理されること。なお、当該許可申請の中で引き続き実施計画を提出される場合には、改めて開設許可の手続きを行う必要はないものとする。